

IX 詳細仕様検討結果

入出港	海上	第11回 第12回 第18回 第21回WG	基本 IV-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し（1）
-----	----	--------------------------------	------------------	--------------------

・ 港湾サブシステムのNACCS統合（乗員上陸許可支援システムとの連携強化）を行うとともに、あわせて海上入出港業務について、Webインタフェースの導入や1船舶あたりの運航情報件数の拡大等の見直しを行い、必要な改善を実施する。

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	詳細仕様
1	港湾サブシステムのNACCS統合	港長、港湾管理者等に対する入出港手続きを処理するシステムとして、平成20年10月から港湾サブシステムを稼働しているが、同システムにはバックアップ機能が無いこと、NACCS本体と業務処理が分かれているために関係省庁等からの格納通知等の統一化が行われていないこと等の問題がある。	NACCS本体への統合を図り、効率的なハードウェアの利用、バックアップセンターの設置等を行う。また、本体への統合を機に業務処理の見直しを行い、更に利便性に優れたシングルウィンドウサービスを実現する。
2	入国管理局関連業務のNACCS統合化	入港前統一申請業務は入港前に必要な関係省庁等に対する申請をまとめてできる業務であるが、法務省（乗員上陸許可支援システム）向けの手続きは入港通報のみが対象であり、「乗員上陸許可申請（CRW03）」業務は別業務で申請する必要がある。	乗員上陸許可申請（CRW03）業務を、入港前統一申請業務の対象とする見直しを実施する。
3	システム統合等に伴う機能改善	1. 照会業務 現在は、NACCS本体と港湾サブシステムで別々の照会業務を提供している。更に、乗員上陸許可申請の情報を照会する際には、「届出申請一覧呼出し（CRW01）」業務及び「届出申請情報照会（CRW02）」業務を行う必要がある。 2. 書類番号等の見直し 現在、入出港に関係する業務を実施した際、システムで複数の書類番号を払い出す仕組みとなっており、運用の複雑化を招いている。 3. 格納通知等の見直し 現行では、システム処理が分かれているため、1業務の入力に対して複数の通知情報（処理結果通知、格納通知、受信確認通知）が申請者宛てに出力される。このため、申請結果の確認作業が煩雑となっている。	1. 照会業務 「申請状態確認（JSS）」業務、「届出申請一覧呼出し（CRW01）」業務及び「届出申請情報照会（CRW02）」業務を廃止し、「入出港届等照会（IVS）」業務に統合する。 2. 書類番号等の見直し 書類番号について統一化を図る。 3. 格納通知等の見直し 格納通知、受信確認通知を処理結果通知へ集約する。

IX 詳細仕様検討結果

入出港	海上	第11回 第12回 第18回 第21回WG	基本 IV-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し（2）
-----	----	--------------------------------	------------------	--------------------

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	詳細仕様
4	Webインターフェースの導入	海上の入出港業務は、パッケージソフトから利用が可能となっているが、利用者からは、Web化して欲しいとする要望が寄せられている。	下記の入出港業務についてWeb化を実現する。 ・ 現行内航船業務（JPT業務等（J業務）） ・ 現行外航船業務（VTX01業務等（B業務*）） ・ 港湾管理者業務（ファイル申請業務等（K業務）） * B業務は、事前情報を利用せず申請を行う業務 ※ 上記業務はパッケージソフトの提供は廃止する。
5	呼出し機能の充実	入港前統一申請（VPX）、入港届等（VIX）、出港届等（VOX）業務で登録した情報は、入港前統一申請B（VPT）、入港届等B（VIT）、出港届等B（VOT）業務で呼び出すことができない。	VPX、VIX、VOX業務等により事前に登録した情報の呼び出しを可能とする業務を新設する。
6	出力レイアウトの見直し 【基本 IV-6-10】	入出港・港湾関連手続業務において、官利用者と民利用者で出力される内容やレイアウトが異なっており、問い合わせ等において確認に時間を要する等の問題が生じている。	Webインターフェースの入出港・港湾関連手続業務の画面において、民利用者と官利用者で出力内容やレイアウトを合わせる。なお、NACCSパッケージソフトについては、レイアウト変更が難しいことから現行どおりとする。
7	寄港順序入替方法の見直し 【基本 IV-6-10】	VTX01の運航情報を訂正する場合は、変更となる寄港順序をすべて書き換える必要があるため、変更が簡単にできない。	本邦寄港順序の入力欄を追加し、寄港順に1から連番に入力することにより船舶運航情報に登録できるようにし、寄港順の変更がある場合は、当該連番を書き換えることで変更を可能とする。

IX 詳細仕様検討結果

入出港	海上	第11回 第12回 第18回 第21回WG	基本 IV-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し（3）
-----	----	--------------------------------	------------------	--------------------

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	詳細仕様
8	1 船舶あたりの旅客数の拡大	1 船舶で登録可能な旅客数は最大3,000人となっている。	登録可能な旅客数を8,000人までとする。
9	V T X 0 2 業務等の入力項目の追加	「乗組員情報登録（V T X 0 2）」業務等において性別を入力する項目がない。	V T X 0 2 業務等に性別を任意項目として追加する。
10	保障契約書番号の桁数拡大	「入港前統一申請（V P X）」業務における保障契約書番号の入力可能桁数は20桁となっている。	入力可能桁数を30桁とする。
11	保証契約情報における通貨コードの必須化	「入港前統一申請（V P X）」業務等において、保障契約情報の「保障限度額単位 1, 2」の通貨コードは任意入力項目となっている	次のとおり入力項目の見直しを実施する。 ・保障限度額が入力された場合、保障限度額単位を必須とする。 ・保障限度額単位が入力された場合、保障限度額を必須とする。
12	港長と港内交通管制室へ同時申請の可能化	「入港前統一申請（V P X）」業務等において、申請先の入力欄が1つしかないため、港長宛と港内交通管制室宛の申請が同時にできない。	V P X 業務等に「港内交通管制室」欄を追加する。当該変更に伴い、I V S 業務にも「港内交通管制室」欄を追加する。
13	危険物の作業種別のチェック変更	「入港前統一申請（V P X）」業務等において、危険物荷役許可申請と停泊場所指定願の届出を行う際に「危険物の作業種別」として「L L O：積み込み」が使用出来ない。	「危険物の作業種別」として「L L O：積み込み」についても使用可能とする。
14	入国管理局宛での乗組員情報登録業務におけるマニュアル扱い	「入港前統一申請（V P X）」業務等による入国管理局への入港通報の際、乗組員情報処理識別欄で「システム」と「マニュアル」を選択できるが、入国管理局は「マニュアル」を受け付けていない。	V P X 業務等による入国管理局への入港通報の際、乗組員情報処理識別欄について、「マニュアル」で送信した場合はエラーとする。
15	過去申請情報の参照	申請情報のオンライン保存期間は30日となっている。	オンライン保存期間を30日から63日とする。

IX 詳細仕様検討結果

入出港	海上	第11回 第12回 第18回 第21回	WG	基本 IV-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し（４）
-----	----	------------------------------	----	------------------	--------------------

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	詳細仕様
16	外航バス、内航バス チェックの追加	「船舶運航情報登録（V T X 0 1）」業務等において、バス コードを入力する項目に対し、外航バスか内航バスのチェック を行っていないため、出港届提出時にエラーとなる場合がある。	V T X 0 1 業務等において、バスコードを入力する際、 使用可能なコードか否かのチェックを追加する。
17	乗員情報、旅客情報の入 力方法の改善	「乗組員情報登録（V T X 0 2）」業務等において、 乗員情報や旅客情報を登録する際、途中行に空欄があると登録でき ない。	乗員情報や旅客情報の登録において、途中行に空欄があった場合も エラーとせず登録を可能とする。また、「旅客情報登録（V T X 0 3）」業務において、1,500人を超えたページまたがりの旅客情報の一 部を削除した場合は、旅客明細を繰り上げて登録する。
18	次航海における旅客 情報や船用品情報が 無い場合への対応	「旅客情報登録（V T X 0 3）」業務及び「船用品情報登録（V T X 0 4）」業務では削除ができない。	V T X 0 3 業務、V T X 0 4 業務で削除を可能とする。
19	危険物荷役許可情報の英 語表記	「入港前統一申請（V P X）」業務等の港長宛の申請に対する回 答通知について、回答通知コードの一部が日本語表記となっている。	回答通知コードについて、英語表記となるよう変更する。
20	1 船舶あたりの運航 情報件数の拡大 【基本 IV-6-10】	現在、運航情報は、船舶単位に一つのみ登録することができる。 一方、短期間で複数の航海を行う船舶は、前航海が終わる前に次の 運航情報を登録する必要があるが、システムでは対応できない状態 となっている。	「船舶運航情報登録（V T X 0 1）」業務において、航海番号単位 による複数の運航情報登録を可能とする。 「入港前統一申請（V P X）」、「入港届等（V I X）」、「出港届 等（V O X）」業務を実行する場合は、使用したい運航情報に登録し た航海番号を入力する。
21	「とん税等納付申告 （T P C）」業務におけ るチェック機能の追加	事前申請を行わなければ、船舶運航者は申告者として認められな いにも関わらず、T P C 業務の船舶運航者の欄は必須入力になって いないため、事前申請を行わなくても送信が可能となっている。T P C 業務画面で事前申請の有無を入力できる欄を追加し、事前申請 をしていない状況で船舶運航者コードを入力した際にエラー表示が 出るようにしてほしい。	T P C 業務における入力チェックを変更する。 ①入力項目に「特別納税義務者の有無」の入力欄を追加する。 「入力項目／0：無し、1：有り」 ②特別納税義務者である場合、船舶運航者の入力を必須とする。
22	「不開港出入許可申請 （C P C）」業務におけ る船舶基本情報と純トン 数との一致	C P C 業務において、船舶基本情報に登録されている純トン数と 入力した純トン数とのチェック機能が無い。	入力された純トン数が、船舶基本情報に登録されている純トン数と 同一でない場合、エラーとするよう変更する。

IX 詳細仕様検討結果

入出港	海上	第11回 第12回 第18回 第21回WG	基本 IV-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し（5）
-----	----	--------------------------------	------------------	--------------------

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
23	申請先官署（港内交通管制室）の宛先の細分化	事前通報については、「港長」宛てにしか申請することが出来ない。	事前通報を複数の宛先に同時申請ができるよう申請先（事前通報用の海上交通センター（名古屋、備讃瀬戸、関門海峡））の追加を行う。
24	出港届時の項目分割	出港届では、停泊場所を入力する項目が一つ（出港停泊場所（出港時）の項目）のため、対象の項目にバースコードを入力した際は、全て着岸場所コード欄への出力となっている。（入港届、入出港届、出港届で共通の画面・帳票となっているため。）	出港届において、停泊場所に入力したコードがびょう泊の場合は、びょう泊場所コードの欄に表示するようにする。また、それ以外については、着岸場所コードの欄への出力とする。
25	受委託件数の拡大	1 船会社単位に受委託関係を登録可能な港数は、最大100件である。	1 船会社単位に受委託関係を登録可能な港数を、最大200件とする。
26	備考欄の見直し	税関・入国管理局に送付する申請に関しては、同一の備考項目にて送付を行っている。また、照会結果画面では、一つの備考項目を全ての宛先にて出力している。	入国管理局宛ての備考欄追加を行う。また、照会業務については、申請・宛先ごとに備考欄を追加する。
27	内航船船舶情報の保存期間の変更	内航船の船舶基本情報については、永年保存としている。	内航船の船舶基本情報については、保存期間を365日間とする。なお、保存期間中に訂正を行った場合及び、内航船船舶基本情報を使用して申請をした場合、該当の船舶基本情報の保存期間を365日間延長する。

入出港	海上	第11回 第12回 第18回 第21回	WG	基本 IV-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し（6）
-----	----	------------------------------	----	------------------	--------------------

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	変更／追加の概要
28	「とん税等納付申告（WPC）」業務の納付方法の変更	「とん税等納付申告（TPC）」業務において選択できる納付方法は、“直納、リアルタイム口座、およびマルチペイメントネットワーク”の3つがあるが、WebNACCSで提供する「とん税等納付申告（WPC）」業務については、納付書出力の関係等から、利用可能な納付方法を“リアルタイム口座”のみとする。
29	港コード一覧へ開港・不開港識別の表示	WebNACCSの一覧参照ボタンからの遷移する港コード一覧画面に、開港・不開港の識別を表示する。
30	内航船の船舶基本情報の省略	WebNACCSの内航船用の申請業務「入港前統一申請（WPT）」等において、船舶コードから船舶基本情報を呼出す機能を追加する。
31	外航船の船舶基本情報の省略	現行のB業務の申請業務（「入港前統一申請（VPT）業務等」※WebNACCS対象業務で、次期ではパッケージから廃止する。）には船舶基本情報を入力する項目があるが、次期では船舶コードを入力することで、登録されている船舶基本情報を補完する機能を追加することから、それら申請業務の入力項目から船舶項目を削除する。
32	乗組員・旅客・危険物の大量データアップロード機能及び、作成ツールの提供	WebNACCSでは、現行パッケージソフトのようなグリッド形式ではないため、エクセルシートからのコピー&ペースト機能が利用出来ない。このため、CSVファイルのアップロード機能とCSVファイルを容易に作成することが可能となる「変換ツール」を新たに提供する。
33	添付ファイル名称の出力機能の追加	・「船舶・航空機資格変更届（KPC01）」、「船舶資格変更届（WKC）」の資格変更届について、「船舶資格変更届照会（WKP）」での照会時に添付ファイル名を出力できるように変更する。 ・「ファイル申請（KFT）」、「ファイル申請（WFT）」のファイル申請について、「書類状態確認（WVS）」での照会時に添付ファイル名を出力できるように変更する。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（１）
----	----	------------------------------	----	--------------	-----------------------

- ・ 出港前報告制度導入後における業務実態、プログラム変更要望等を踏まえ、同制度の関連業務仕様の見直しについて検討する。

詳細仕様検討結果

項番	項目	内 容
1	主な検討課題	出港前報告制度関連業務の見直しについて検討する。
2	検討概要	以下の項目等について検討を実施する（検討項目の詳細は次頁以降参照） 1. 「出港前報告（AMR）」業務と「積荷目録情報登録（MFR）」業務でほぼ同一内容の報告となっていることから、この簡素化について検討する。 2. 欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合における、トランシップ発生時における業務処理の見直しを検討する。 3. 「出港前報告訂正（CMR）」業務及び「出港前報告訂正（ハウスB／L）（CHR）」業務は、「出港日時報告（ATD）」業務後に実施できないため、この改善を検討する。 4. 「出港前報告（AMR）」業務と「積荷目録情報登録（MFR）」業務及び「出港前報告（ハウスB／L）（AHR）」業務と「ハウスB／L情報登録（NVC01）」業務との入力項目の統一化を検討する。 5. マスターB／Lの報告に先行してハウスB／Lの報告が行われた場合、マスター及びハウスB／L報告者に対し、マッチング結果がわかるよう帳票を出力することを検討する。 6. 現在出港前報告が期限内に適切に行われている場合でも、その後B／Lのセパレート等が発生した場合、セパレート等後のB／Lについての関連性を示す手段がなく、出港前報告期限超過および出港前報告未済と判定されてしまう。セパレート等発生前後におけるB／Lの関連付け業務の新設を検討する。 7. その他プログラム変更要望に対する検討を実施する。 等
3	検討結果	次頁以降参照

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（2）
----	----	------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

1. 出港前報告制度にかかる関連業務の検討項目と検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
①	「積荷目録情報登録（MFR）」業務の省略可能化	「出港前報告（AMR）」業務と「積荷目録情報登録（MFR）」業務で同一の内容を報告しており、冗長であるため、AMRの情報を利用して積荷目録提出（MFR-DMF）まで完了させてほしい。	現行フローの他に、出港前報告（AMR）情報を利用しMFR業務を実施することなくDMF業務の実施を可能とする新規フローを可能とする。 なお、MFR業務における必須項目がAMR業務にて未登録の場合は、DMF業務前までにCMR業務によって訂正登録しておく必要がある。
②	「積荷目録情報登録（一括）（MFI）」業務におけるCY一括登録機能	海外の出港前報告者は、コンテナオペレーション会社（利用者コード5桁）を把握することが困難であるため、出港前報告時に当該項目の登録ができない。この場合、本邦利用者によるMFI業務が実施できない（エラーとなる）。	MFI業務にコンテナオペレーション会社の入力項目を追加し、出港前報告（AMR）情報にコンテナオペレーション会社の登録がない場合でも当該項目に入力がされている場合はエラーとせず、入力値に基づき、貨物情報の登録が行えるように変更する。
③	船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化	①トランシップ等による船舶情報の変更に伴う再報告は、船舶情報以外のすべての項目を再入力する必要があるため、煩雑である。 ②欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社は釜山において船舶情報の変更に伴う再報告（トランシップ登録）を行う必要がある。また、NVOCCも船会社同様、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社から連絡を受けて船舶情報の変更に伴う再報告を行う必要があるが、船会社⇔NVOCC間の連絡不備等により、NVOCCによる釜山での再報告が実施できず、結果的に船舶情報不一致、出港日時報告未済となるケースがある。	①本船利用船会社および船積港の単位に船舶情報を一括して訂正できる「出港前船舶情報訂正（CMV）」業務を新設する。また、個別にB/L番号を指定して訂正することも可能とする。 なお、従来どおり、AMR業務等の船舶情報の変更に伴う再報告機能は維持する。 ②AHR（CHR）業務の登録時点において、報告する積荷のトランシップ等による船舶情報の変更有無が判断できる場合で、変更後の船舶情報が不明である場合に、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる旨をあらかじめ登録できるよう、AHR（CHR）業務に入力項目の追加を行う。例えば、欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合で、欧州出港前に欧州から釜山向けの船舶情報でAHR業務の報告を行った際、マスターの船舶情報に準ずる旨を登録した場合は、船会社が釜山の出港前に釜山から日本向けの船舶情報でAHR業務を行ったとしても、システムによるハウス、マスター間の船舶情報不一致判定を実施しないこととする。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（3）
----	----	------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
④	「出港日時報告（ATD）」業務後のCMR、CHRの可能化	「出港前報告訂正（CMR）」業務および「出港前報告訂正（ハウスB／L）（CHR）」業務は、「出港日時報告（ATD）」業務後に実施できない。	ATD業務後、DMF業務前までのCMR（CHR）業務等を実施可能とする。なお、ATD業務に先行してDMF業務が実施されている場合は、現行通り、ATD業務前までCMR（CHR）業務を可能とする。ただし、税関による事前通知に従いCMR業務を行う場合は、ATD業務およびDMF業務が実施されている場合でも訂正を可能とする（※現行通り）。
⑤	「関連ハウス事前通知（DNU）」の改善	船会社にマスターB／L単位で出力する「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB／L番号や個々の事前通知コードが記載されていないため、どのような対応をすればよいか分からない。	「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB／L番号、事前通知コード、件名を一覧に記載した通知に変更する。なお、通知内容の詳細を確認する場合は、「出港前報告照会（IAR）」業務を利用する。
⑥	「積荷目録情報登録訂正（積荷目録提出後）（CMF02）」業務における運用手続きの簡素化	CMF02業務は、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口で訂正等の理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。	税関の窓口への訂正等理由の申出をNACCSで行うことができるよう、CMF02業務において入力項目に「訂正理由コード」、「訂正理由（210桁）」欄を新設する。
⑦	積荷情報削除時における削除理由の入力	CMR、CHR、CMF01業務において積荷情報が削除される場合、削除理由が不明であるため、税関審査に支障がある。 また、CMF02業務で積荷情報を削除する場合には、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口で削除理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。	CMR、CHR、CMF01、CMF02業務において入力項目に「削除理由コード」、「削除理由（210桁）」欄を新設する。
⑧	「出港前報告訂正（ハウスB／L）（CHR）」業務におけるマスターB／L番号の訂正可能化	現行のCHR業務ではマスターB／L番号の訂正ができないため、登録した情報を削除したのち、再度、AHRまたはCHR業務にて登録を行う必要がある。	CHR業務において、登録した情報を削除することなくマスターB／L番号の訂正を可能とする。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（４）
----	----	------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
⑨	出港前報告不一致 B／Lの一覧照会の 可能性	入港前報告（DMF業務）までに出港前報告未 済による不一致を解消する必要があるが、AM R（CMR）業務で登録したB／Lと、MFR 業務で登録したB／Lの件数の差分を把握でき る機能がない。	①IMI業務に新規の照会区分「S：B／L番号一覧（出港前報告不一致）照 会」を追加する。 ②既存照会区分「B：B／L番号一覧照会」の照会項目に出港前報告不一致（出港 前報告未済、出港日時報告未済）のステータスを項目追加し、B／L番号の繰り 返し部分をグリッド表示とする。
⑩	「出港前報告一覧 照会（IML）」 業務の改善	【プログラム変更要望】 B／L件数が表示されないため件数を確認する のに時間がかかる。 このためAMR業務による報告漏れが発生した。 IMI業務のようにB／L件数が一目でわかる ようにしてほしい。 また、AMR業務で登録されたマスター・オー シャンB／Lのみ出力させて欲しい。	①IML業務の照会結果画面「出港前報告一覧照会情報（SAS126）」にB ／L実施状況にかかる出力項目「B／L番号変更種別」「B／L番号変更前後識 別」を追加する。 ②IML業務の照会結果画面「出港前報告（ハウスB／L）一覧照会情報（S AS128）」に以下の項目を追加する。 「B／L番号変更種別」「B／L番号変更前後識別」 「マスターB／Lの出港予定日時」「マスターB／Lの出港日時」「マスターB ／Lの入港予定日」「マスターB／Lの出港前報告日時」 ③IML業務に新規照会区分「H：概要情報照会（オーシャン（マスター）B／ L）」を追加する。また、B／L件数の出力もあわせて行う。
⑪	マッチング判定結 果の通知の改善	【プログラム変更要望】 マスターB／Lに先行してハウスB／Lを報告 した場合、マスターB／Lとのマッチングが不 明なため報告期限を過ぎてからマスターB／L 番号等の入力誤りに気づく場合がある。 上記のような場合においても、マッチング結果 が分かるようにしてほしい。 【追加検討事項】 マスターB／LがハウスB／Lに先行して登録 された際、その後最初のハウスB／Lの報告が 行われた際にハウスB／Lの報告を通知する新 規帳票をマスターB／L報告者へ出力してほし い。	<船会社への通知> ハウスB／L報告完了が先行した場合についても、その後のマスターB／Lの報 告時に「ハウスB／L報告完了通知情報（SAS135）」を出力する。 ハウスB／Lの報告に先行してマスターB／Lが報告された場合、その後のAH R業務またはCHR業務によりハウスB／Lが報告された際に新規帳票「ハウス B／L報告状況通知情報」をマスターB／Lの報告者へ出力する。 <NVOCCへの通知> ハウスB／L報告完了の旨が登録されたのちに、マスターB／Lが報告された場 合等において、マッチングを行い、新規帳票をマスターB／L単位に出力する。 また、新規帳票に船舶情報不一致、マスターB／Lの出港予定日時（出港予定日 と出港予定時刻）及び出港日時（出港日と出港時刻）を出力する。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（5）
----	----	------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

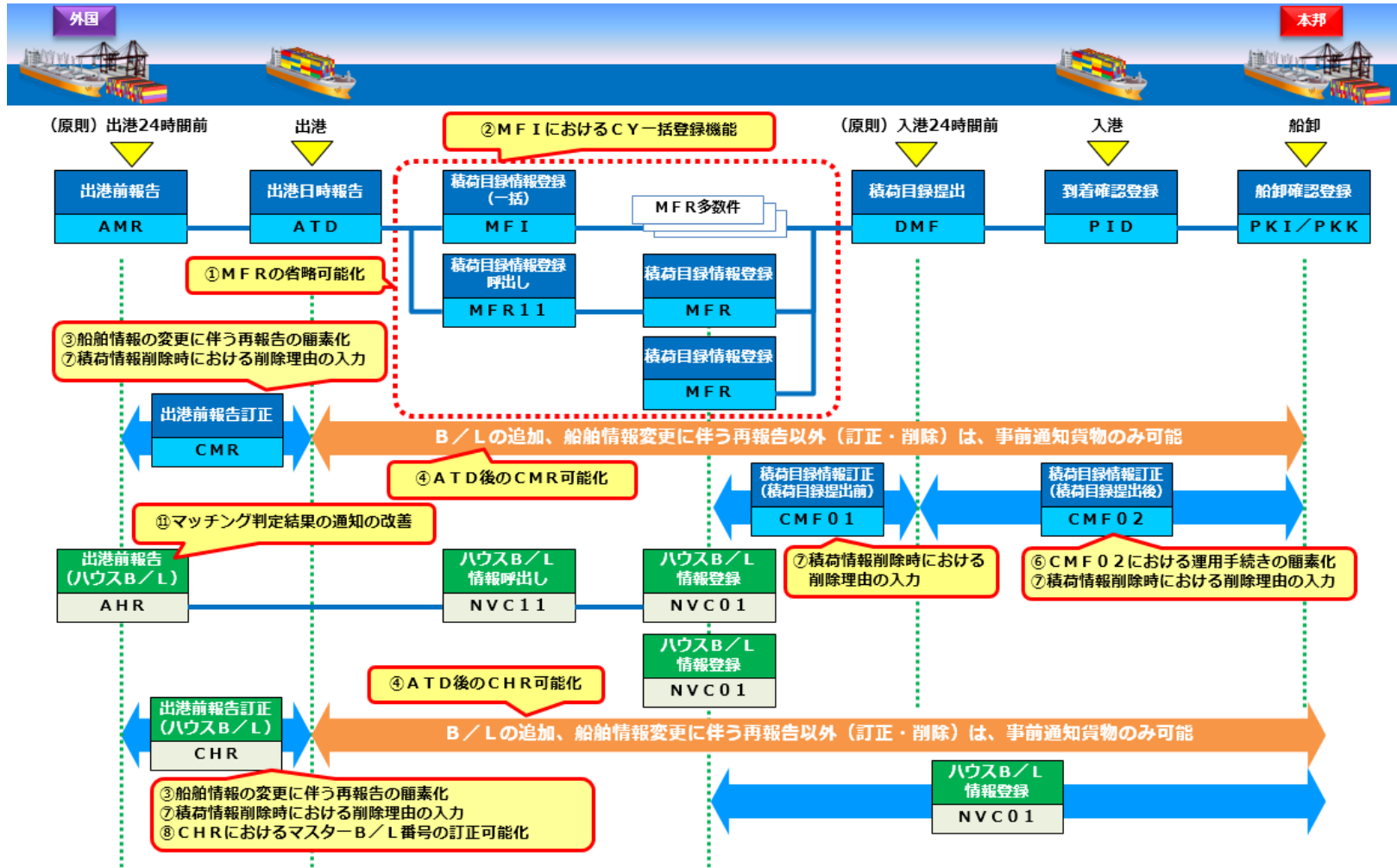
No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
⑫	積荷情報の一意制約項目（航海番号）追加	【プログラム変更要望】 M F R等で登録する積荷情報は「船舶コード＋船会社コード＋船卸港コード＋船卸港枝番」のみで一意制約を設定している。そのため、近海航路の定期船においては、前航海の積荷情報と重複しないよう、船卸港枝番「1～9」を入力する仕様であるが、船卸港枝番の管理、関係者との共有は困難であり、実務において支障が出ている。	航海番号を一意制約項目とすることについては、「運航船会社航海番号」を必須項目として、船卸港枝番による業務運用の複雑化を解消することを目的し提案したが、運用に影響を与える可能性がある。また、利用者様システムへの影響が多大となる等の問題により、現行仕様の継続が望ましいものと考えられることから、「運航船会社航海番号」の必須化については取り下げることにしたい。 ただし、M F R業務、A M R業務等に関しては、出港前報告制度に係る仕様変更に伴い入出力項目の追加変更等が行われることから、将来的な活用も見据えて「運航船会社航海番号」については「任意項目」として追加することとする。
⑬	B／Lセパレート等発生時における機能改善	セパレート等前のB／Lに対する出港前報告が期限内に行われている場合でも、セパレート等後のB／Lに対する出港前報告が期限超過の場合は、出港前報告期限超過による不一致となってしまう。 セパレート等前のB／Lに対して出港前報告が適切に行われている場合でも、セパレート等後のB／L番号に対する出港前報告情報が登録されていないため、出港前報告未済による不一致となってしまう。 また、結果的に税関によるS P D通知を受けるケースがある。	「出港前報告B／L関連付け（B L L）」業務を新設する。 （B L L業務の概要） ①セパレート等前のB／Lは出港前報告のみ行われていること、また、全てのセパレート等後のB／Lに対して出港前報告が行われていることを条件としB L L業務を実施可能とする。 ②セパレート等後のB／Lについて、出港前報告の追加報告（A M R、C M R、A H R、C H R）を行ったうえで、セパレート等前後のB／L番号の関連性を「B L L（出港前報告B／L関連付け）」で登録する。 ③セパレート等後のB／Lは出港前報告情報であることを基本とするが、例外として全ての変更後B／Lに出港前報告が行われておらず積荷目録情報のみ登録されていることを条件に入港前報告情報をセパレート等後のB／Lとして利用することを可能とする。
⑭	出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点	後述のとおり	後述のとおり

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（6）
----	----	------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

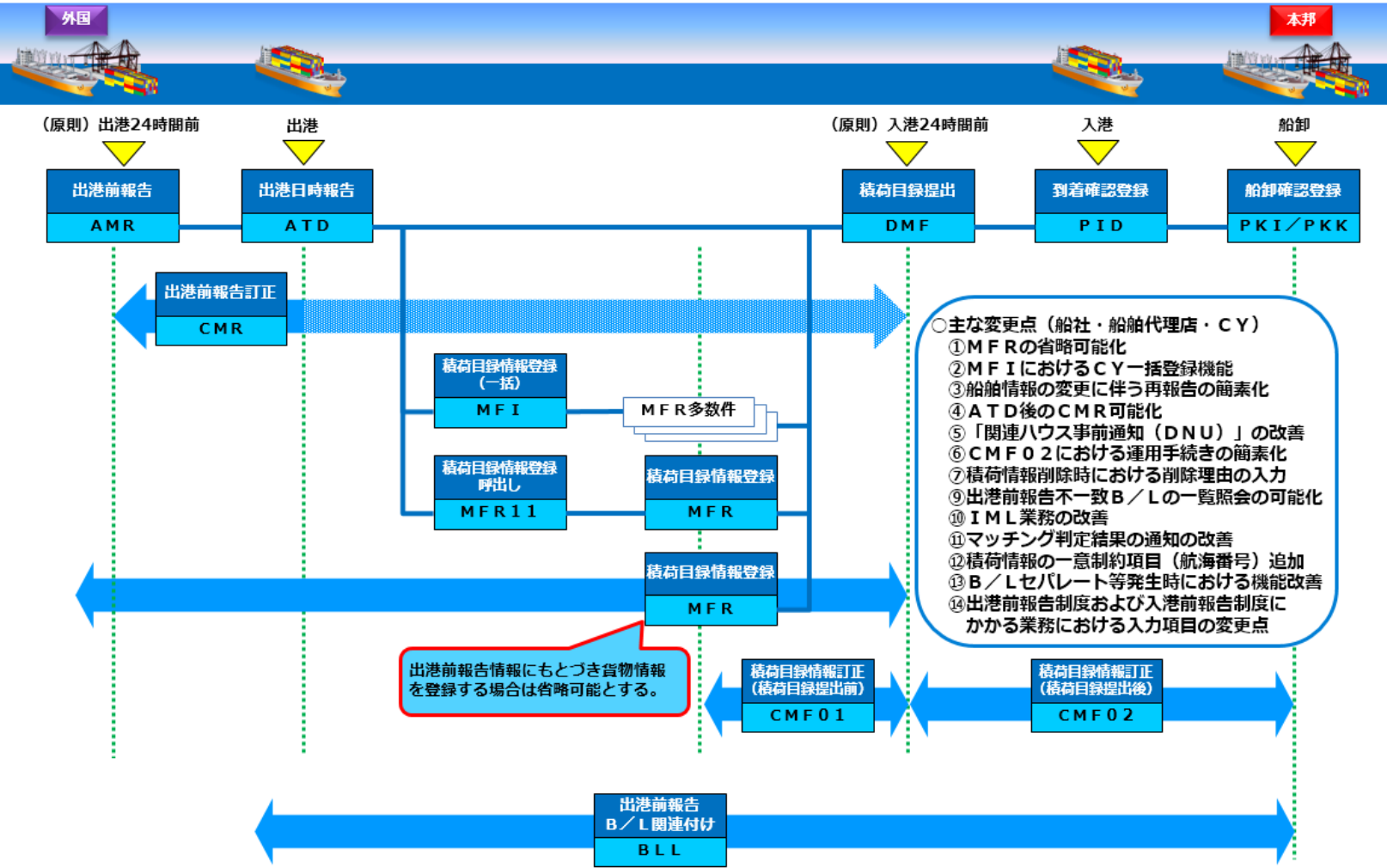
2. 出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化 ～現行フローと次期の変更点～



貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（7）
----	----	------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

2. 出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化 ～次期船会社フロー（案）～

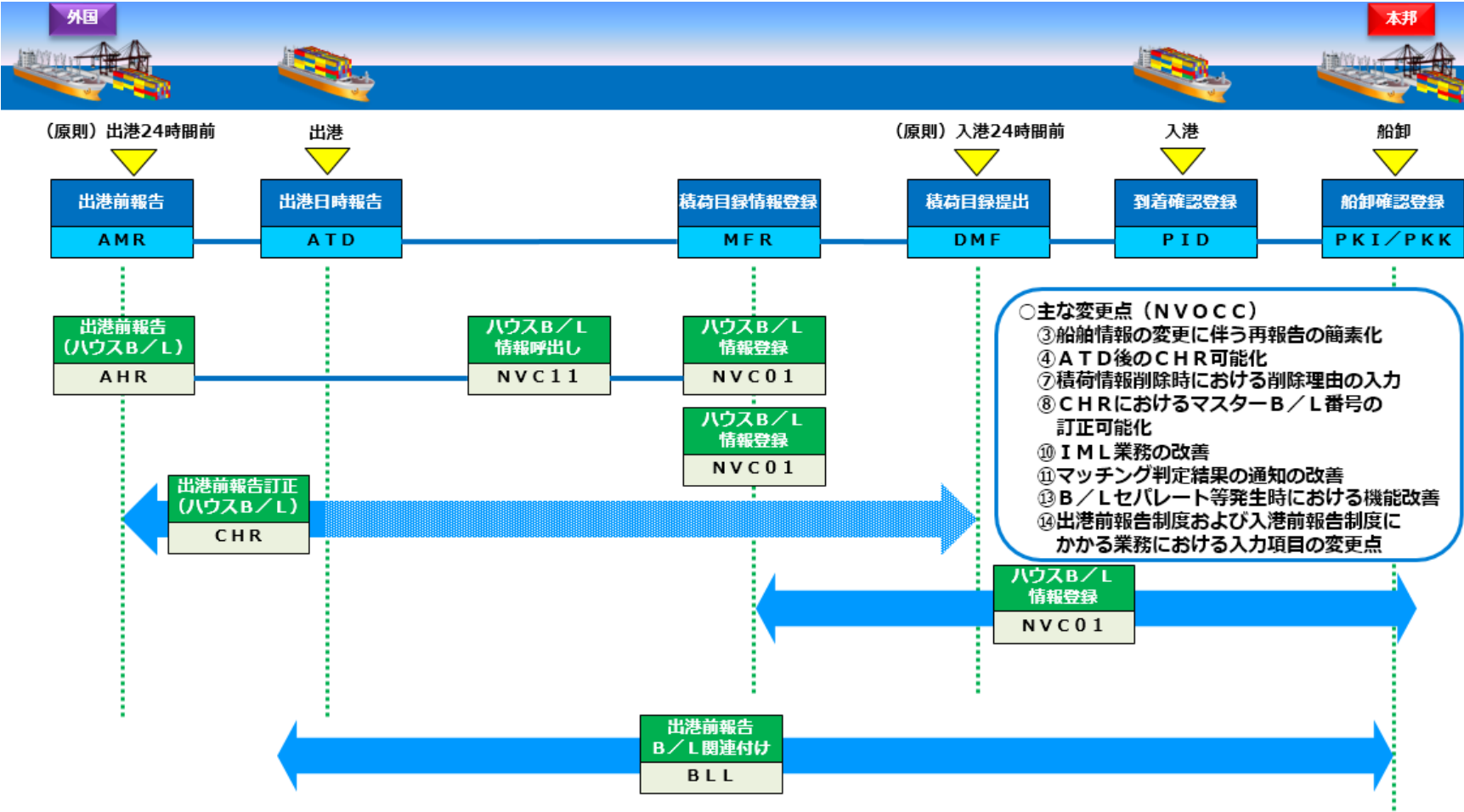


IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（8）
----	----	------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

2. 出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化 ～次期NVOCCフロー（案）～



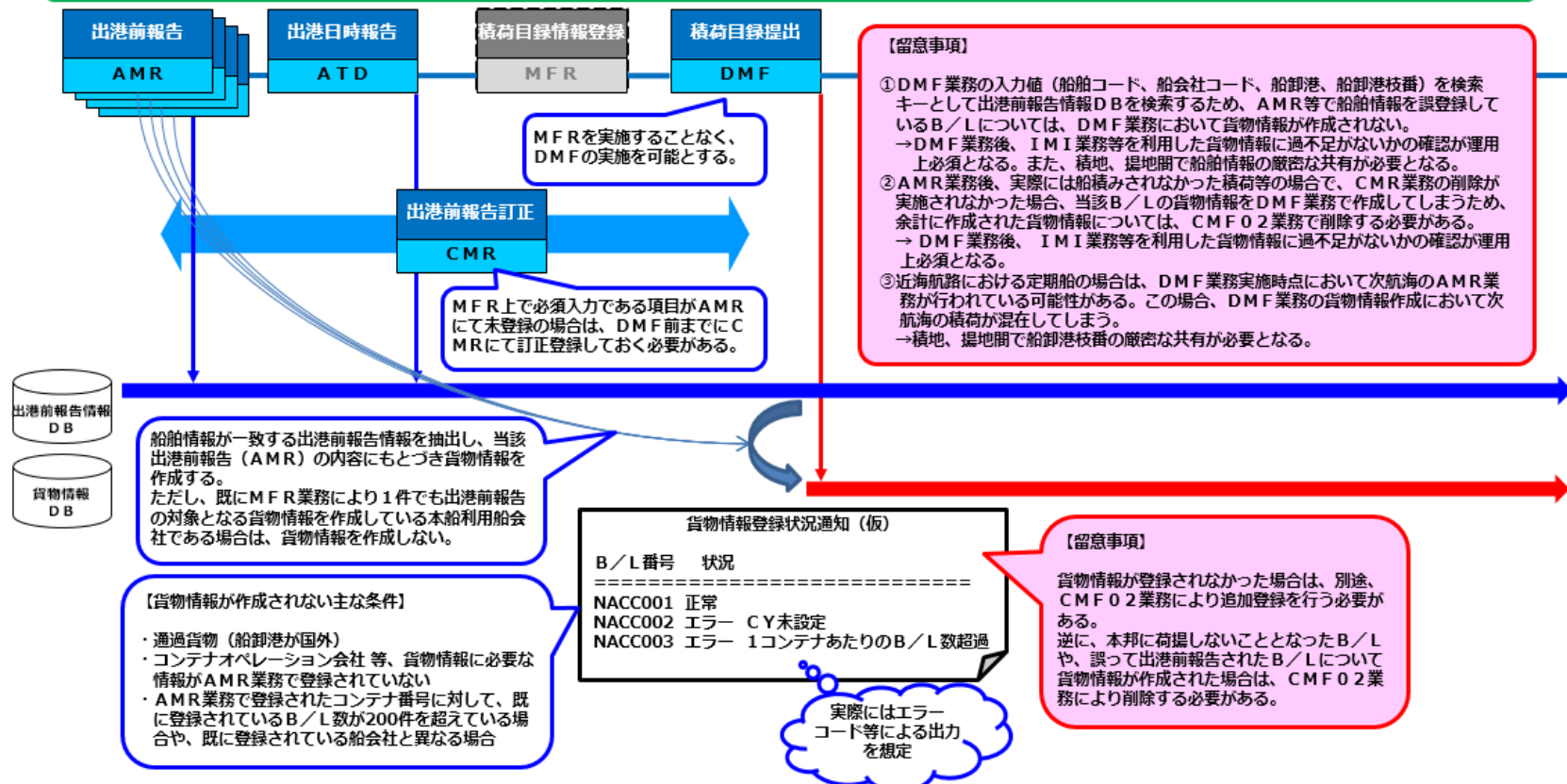
貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（9）
----	----	------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ① MFRの省略可能化

DMFの変更点

- ① 入力された船舶情報（船舶コード、船会社コード、船卸港、船卸港枝番）と一致する出港前報告情報を抽出し、当該出港前報告の登録内容にもとづき貨物情報を作成する。ただし、既にMFRにより1件でも出港前報告の対象となる貨物情報を作成している本船利用船会社である場合は、貨物情報を作成しない。
- ② ①の貨物情報の作成は多数件処理で行い、当該処理結果は、一覧形式でDMF実施者宛てに帳票出力する。



貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（10）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ② M F I における C Y 一括登録機能

背景

海外の出港前報告者は、コンテナオペレーション会社（利用者コード5桁）を把握することが困難であるため、出港前報告時に当該項目の登録ができない。この場合、本邦利用者によるM F I 業務が実施できない（エラーとなる）。

検討内容

M F I 業務にコンテナオペレーション会社の入力項目を追加し、出港前報告情報にコンテナオペレーション会社の登録がない場合でも当該項目に入力されている場合はエラーとせず、入力値に基づき、貨物情報の登録が行えるように変更することを検討する。

留意事項

- ① M F I 業務の単位でコンテナオペレーション会社が登録できない場合（同一港で複数のC Yに船卸しする場合）は、あらかじめ個別にC M R業務による訂正を行う必要がある。
- ② コンテナオペレーション会社以外に、コンテナにかかる「荷渡形態コード」、「バンニング形態コード」、「コンテナ条約適用識別」が未登録である場合もM F I 業務ではエラーとなるため、あらかじめ個別にC M R業務による訂正を行う必要がある。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（11）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ③ 船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化（1）

背景

（1）船舶情報訂正業務の新設

トランシップ等による船舶情報の変更に伴う再報告は、船舶情報以外のすべての項目を再入力する必要があるため、煩雑である。

検討内容

（1）船舶情報訂正業務の新設

本船利用船会社および船積港の単位に船舶情報を一括して訂正できる業務の新設を検討する。また、個別にB／L番号を指定して訂正することも可能とする（下図）。なお、従来どおり、A M R業務等の船舶情報の変更に伴う再報告機能は維持する。

【留意事項】
コールサインのみの変更であっても、システムでは、物理的な船の変更なのか、コードだけの変更なのかの判断はできないため、一律再報告扱いとし、変更後の船舶情報に対するA T Dも必要とする。

変更前の船舶にかかるB／L＊に対し、変更後の船舶情報で出港前報告情報の上書きを行う。
＊ B／L 番号（最大100欄）が入力された場合は、入力されたB／Lのみを対象とする。

なお、当該B／Lの出港前報告日時は、本業務のシステム受理日時で上書きする（再報告扱いとする）。

また、訂正後の船舶情報に対してA T Dが行われている場合は、出港前報告不一致判定（出港前報告期限超過）を行い、その結果を登録する。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（12）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ③ 船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化（2）

背景

(2) ハウスB／Lにおける船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化

例) 欧州→釜山（トランシップ）→日本

上記のような航路の場合、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社は釜山において船舶情報の変更に伴う再報告（トランシップ登録）を行う必要がある。また、NVOCCも、船会社同様、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社からの連絡を受けて船舶情報の変更に伴う再報告を行う必要があるが、船会社⇔NVOCC間の連絡不備等により、NVOCCによる釜山での再報告が実施できず、結果的に船舶情報不一致、出港日時報告未済となるケースがある。

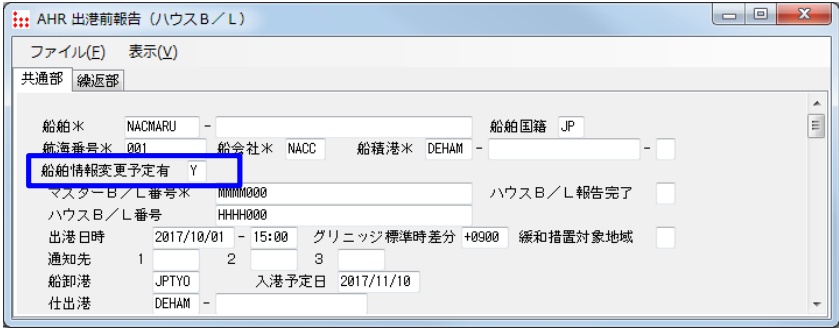
当該ケースのように、積荷の内容に変更が無いに関わらず船舶情報の訂正を行うために再報告という作業が必要であること、更には、報告期限までにNVOCCでは船舶情報（トランシップ情報、航海番号 等）の正確な把握と報告が運用上困難であるため、改善策の検討を行う。

検討内容

(2) ハウスB／Lにおける船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化

① AHR（CHR）業務の登録時点において、報告する積荷のトランシップ等による船舶情報の変更有無が判断できる場合で、変更後の船舶情報が不明である場合に、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる旨をあらかじめ登録できるよう、AHR（CHR）業務に入力項目の追加を行う。例えば、欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合で、欧州出港前に欧州から釜山向けの船舶情報でAHR業務で報告を行った際、マスターの船舶情報に準ずる旨を登録した場合は、船会社が釜山の出港前に釜山から日本向けの船舶情報でAHR業務で報告を行ったとしても、システムによるハウス、マスター間の船舶情報不一致判定を実施しないこととする。

トランシップ後の船舶情報が不明な場合で、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる場合は「Y」を入力。



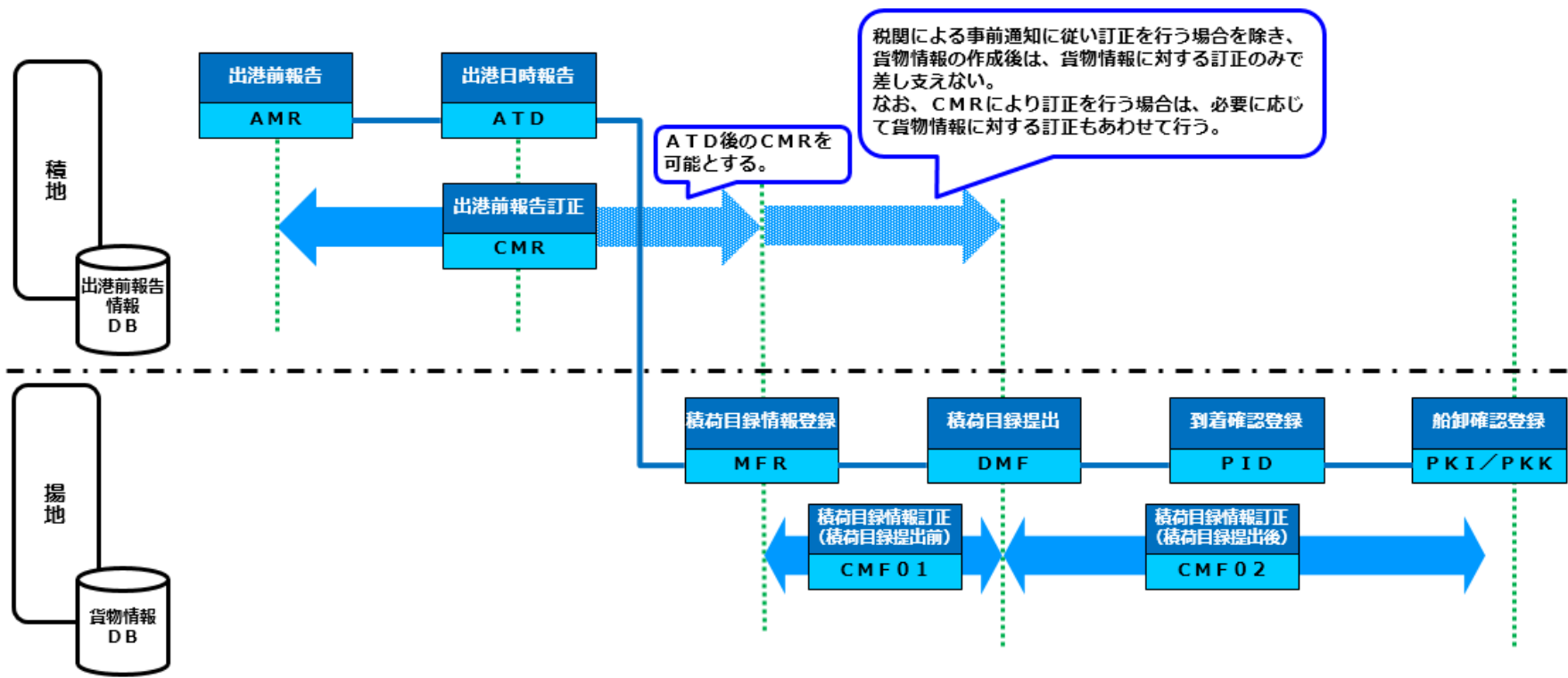
貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（13）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ④ CMR、CHR業務におけるATD業務後の訂正可能化 ～ATD業務後のCMR業務の可能化～

CMR業務の変更点

ATD業務後、DMF業務前までのCMR業務を実施可能とする。なお、ATD業務に先行してDMF業務が実施されている場合は、現行通り、ATD業務前までCMR業務を可能とする。ただし、税関による事前通知に従いCMR業務を行う場合は、ATD業務およびDMF業務が実施されている場合でも訂正を可能とする（※現行通り）。
なお、税関による事前通知に従いCMR業務を行う場合を除き、入港前報告後（DMF業務後）は、貨物情報に対する訂正（CMF02）のみで差し支えない（※現行通り）。



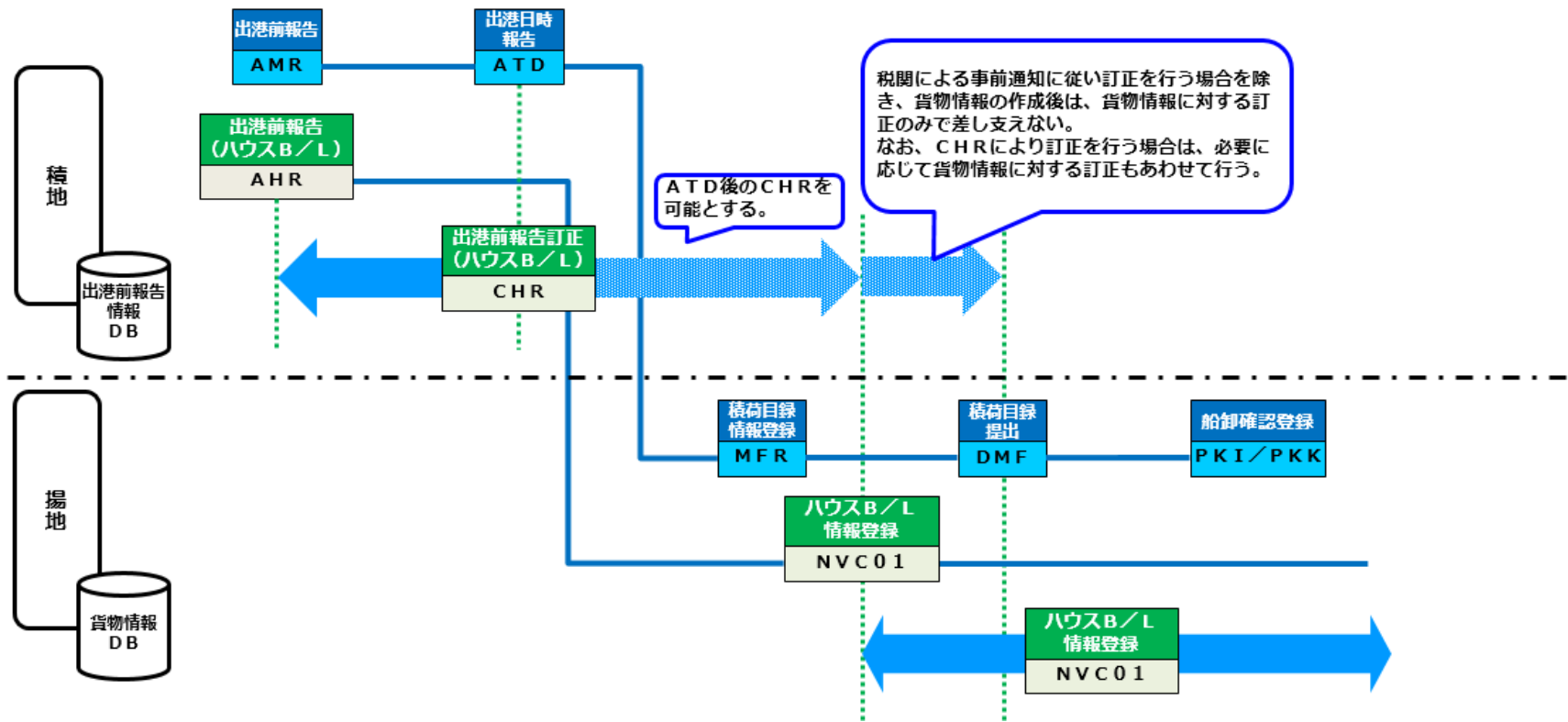
貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（14）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ④ CMR、CHR業務におけるATD業務後の訂正可能化 ～ATD業務後のCHR業務の可能化～

CHR業務の変更点

ATD業務後、DMF業務前までのCHR業務を実施可能とする。なお、ATD業務に先行してDMF業務が実施されている場合は、現行通り、ATD業務前までCHR業務を可能とする。ただし、税関による事前通知に従いCHR業務を行う場合は、ATD業務およびDMF業務が実施されている場合でも訂正を可能とする（※現行通り）。
なお、税関による事前通知に従いCHR業務を行う場合を除き、NVC01業務による貨物情報の作成後は、貨物情報に対する訂正（NVC01）のみで差し支えない（※現行通り）。



貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（15）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑤ 船会社に対する「関連ハウス事前通知（DNU）」の改善（1）

背景

船会社にマスターB／L単位で出力する「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB／L番号や個々の事前通知コードが記載されていないため、どのような対応をすればよいか分からない。

<（参考）「関連ハウス事前通知（DNU）」の出力条件>

- ・ 関連するハウスB／Lの事前通知が解除されないまま、DMF業務が行われた場合、DMF業務実施者、および、AMR業務実施者に出力する。
- ・ AMR業務に先行してAHR業務が行われている場合で、当該ハウスB／Lの事前通知が解除されないまま、AMR業務が行われた場合、AMR業務実施者に出力する。

検討内容

「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB／L番号、事前通知コード、件名を記載した通知に変更する。

新規帳票レイアウトでマスターB／L単位にリスト出力する

Advance Notice of Risk Assessment Result
FOR THE RELEVANT HOUSE B/L HAS BEEN GIVEN
Master B/L Number M00000000

ハウスB／L毎の通知内容

ハウスB／L毎の通知内容

ハウスB／L毎の通知内容

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（16）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑤ 船会社に対する「関連ハウス事前通知（DNU）」の改善（2）

検討内容

Advance Notice of Risk Assessment Result For The Relevant House B/L Has Been Given		1 / 2
Master B/L Number MMMM000		
Jurisdictional Customs Office	TA - TOKYO	先頭ページの上部にマスターB／L番号、船舶情報等を入力する。
Vessel	NACMARU - NACCS MARU	
Voyage Number	0001 Carrier NACC	
Date of Advance Cargo Information Registration	2017/10/01 - 12:00	
Date of Departure	2017/10/03 - 15:00	
01 House B/L Number	HHHH001	
Notification Code	HLD	
Subject	REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION	【留意事項】 通知（指示）内容は出力しないため、通知内容の詳細を確認する場合は、IARを利用する。
02 House B/L Number	HHHH002	
Notification Code	HLD	
Subject	REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION	
03 House B/L Number	HHHH003	
Notification Code	HLD *CANCELLATION*	【解除の場合】 ・コードの右に「*CANCELLATION*」を出力する。 ・以降のリスト出力時はB／L番号自体出力しない。
Subject	CANCELLATION OF HLD	
04 House B/L Number	HHHH004	
Notification Code	HLD	
Subject	REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION	
05 House B/L Number	HHHH005	
Notification Code	HLD	
Subject	REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION	
06 House B/L Number	HHHH006	
Notification Code	HLD	
Subject	REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION	
07 House B/L Number	HHHH007	
Notification Code	HLD	
Subject	REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION	
<Contact>		
Name	XXX	先頭ページの下部に税関連絡先を入力する。
Telephone	XXXXXXXXXXXX FAX XXXXXXXXXXXXXXXX	
E-mail	XX	
If e-mail address is used to send an e-mail, e-mail address output in capital letters should be uncanceled. (Example) In case "JAPAN-CUSTOMS@CUSTOMS.GO.JP" is output, e-mail address needs to be converted to "japan-customs@customs.go.jp" to send an e-mail.		

Advance Notice of Risk Assessment Result (Con't)		2 / 2
08 House B/L Number	HHHH008	
Notification Code	HLD	
Subject	REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION	
09 House B/L Number	HHHH009	
Notification Code	HLD	
Subject	REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION	
10 House B/L Number	HHHH010	
Notification Code	HLD	
Subject	REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION	
11 House B/L Number	HHHH011	
Notification Code	HLD	
Subject	REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION	
12 House B/L Number	HHHH012	
Notification Code	HLD *CANCELLATION*	
Subject	CANCELLATION OF HLD	
13 House B/L Number	HHHH013	
Notification Code	HLD *DELETION*	
Subject		
14 House B/L Number	HHHH014	
Notification Code	HLD	
Subject	REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION	【削除の場合】 ・コードの右に「*DELETION*」を出力する。 ・以降のリスト出力時はB／L番号自体出力しない。
15 House B/L Number	HHHH015	
Notification Code	HLD	
Subject	REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION	
16 House B/L Number	HHHH016	
Notification Code	HLD	
Subject	REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION	
17 House B/L Number	HHHH017	
Notification Code	HLD	
Subject	REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION	本イメージはサンプルであり、「*CANCELLATION*」「*DELETION*」は2つ以上同時に出力することはない。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（17）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑥ CMF02業務における運用手続きの簡素化

背景

CMF02業務は、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口で訂正理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。

検討内容

（1）下記のとおり訂正の理由を付すことで、税関への訂正理由の申出をNACCSで行うことを可能とする。
入力項目に「訂正理由コード」、「訂正理由（210桁）」欄を新設する。

- ・「1：訂正（数量の変更）」
- ・「2：訂正・追加（運送契約等の変更）」
- ・「3：訂正・追加（荷繰り等の変更）」
- ・「4：訂正・追加（B/L番号の変更）」
- ・「5：訂正・追加（報告内容の誤り）」
- ・「6：訂正・追加（その他）」←“その他”の場合は、「訂正理由」欄への理由（英字）の入力を必須とする。

（2）（1）で付される訂正理由に加え、訂正の場合には、訂正箇所、訂正前後の内容を記した新規帳票を税関（監視担当部門）宛に通知する。

3. 主な変更点 ⑦ 積荷情報削除時における削除理由の入力

背景

CMR、CHR、CMF01業務において積荷情報が削除される場合、削除理由が不明であるため、税関審査に支障がある。
また、CMF02業務で積荷情報を削除する場合には、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口で削除理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。

検討内容

入力項目に「削除理由コード」、「削除理由（210桁）」欄を新設する。

- ・「1：削除（積載取止）」
- ・「2：削除（荷揚取止）」←CMF01、CMF02業務の場合のみ
- ・「3：削除（B/L番号変更）」
- ・「4：削除（誤登録）」
- ・「5：削除（その他）」←“その他”の場合は、「削除理由」欄への理由（英字）の入力を必須とする。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（18）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑧ C H R業務におけるマスターB／L番号の訂正可能化

背景

現行のC H R業務ではマスターB／L番号の訂正ができないため、登録した情報を削除したのち、再度、A H RまたはC H R業務にて登録を行う必要がある。

検討内容

C H R業務において、登録した情報を削除することなくマスターB／L番号の訂正を可能とする。

処理区分※ 5 （2：追加 5：訂正 1：削除）

船舶※ NACCMARU

船舶国籍 JP

航海番号※ 001

船会社※ NACC

船積港※ CNSHA

マスターB／L番号※ MMMM001

ハウスB／L報告完了

ハウスB／L番号 HHHH001

出港口時 2017/10/01

10:00

ガレージ標準時差分 40000

経緯度緯度経度

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（19）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑨ 出港前報告不一致 B / L の一覧照会の可能化（1）

背景

入港前報告（DMF）までに出港前報告未済による不一致を解消する必要があるが、AMR（CMR）業務で登録したB / Lと、MFR業務で登録したB / Lの件数の差分を把握できる機能がない。（参考）IMI業務の実施可能利用者：船会社、船舶代理店、CY

検討内容

- ① IMI業務に新規の照会種別「S：B / L 番号一覧（出港前報告不一致）照会」を追加する。
- ② 既存照会種別「B：B / L 番号一覧照会」の照会項目に出港前報告不一致（出港前報告未済、出港日時報告未済）のステータスを項目追加し、B / L 番号の繰り返し部分をグリッド表示とする。

照会区分	照会名称	概要
A	概要照会	積荷目録の船会社単位の提出状況及び船卸状況、B / L 件数及びコンテナ本数等を照会する。また、CY単位の船卸状況、B / L 件数及びコンテナ本数等も照会する。
B	B / L 番号一覧照会	当該本船に係るB / L 番号の一覧を照会する。
C	コンテナ番号一覧照会	当該本船に係るコンテナ番号の一覧を照会出力する。
D	積荷目録情報照会	本船に係る積荷目録情報を継続照会にて全情報を出力する。
E	未船卸コンテナ一覧照会	船卸しされていないコンテナ番号の一覧を照会する。
F	B / L 照会	指定されたB / L 番号に対する積荷目録情報を照会する。
G	B / L 主要項目一覧照会	当該本船に係るB / L 番号に対する積荷目録情報の主要項目を照会する。
H	コンテナ主要項目一覧照会	当該本船に係るコンテナ番号に対する積荷目録情報の主要項目を照会する。
K	B / L 番号一覧（仮陸揚）照会	当該本船に係る仮陸揚であるB / L 番号の一覧を照会する。
T	B / L 番号一覧（包括保税運送）照会	当該本船に係る包括保税運送承認番号登録済のB / L 番号の一覧を照会する。
R	B / L 番号一覧（事前通知）照会	当該本船に係るリスク分析結果の事前通知が登録されているB / L 番号の一覧を照会する。
S	B / L 番号一覧（出港前報告不一致）照会	当該本船に係る出港前報告不一致（出港前報告未済、出港日時報告未済）が登録されているB / L 番号の一覧を照会する。

照会項目に不一致ステータスを追加し、グリッド化する。

新規種別の追加

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（20）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑨ 出港前報告不一致 B / L の一覧照会の可能化（2）

検討内容

① 新規照会区分「S : B / L 番号一覧（出港前報告不一致）照会」の照会画面イメージ

IMI 積荷目録状況照会情報（B / L 番号一覧（出港前報告不一致））

ファイル(E) 表示(V)

照会区分 X 船舶 XXXXXXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXE

船卸港 XXXXE - X 船会社 XXXE 積荷目録情報登録者 XXXXE 航海番号 XXXXXXXXE 入港年月日 1234/56/78

1 / 4

B / L 番号	出港前 報告未済	出港日時 報告未済
001 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXE	X	X
002 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXE	X	X
003 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXE	X	X
004 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXE	X	X
005 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXE	X	X
006 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXE	X	X
007 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXE	X	X
008 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXE	X	X
009 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXE	X	X
010 VVVVVVVV1VVVVVVVV2VVVVVVVV2VVVVV	V	V

出港前報告未済、出港日時報告未済が設定されている B / L のみを一覧で照会可能。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（21）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑨ 出港前報告不一致 B / L の一覧照会の可能化（3）

検討内容

② 既存照会区分「B : B / L 番号一覧照会」の変更イメージ

欄部情報をグリッド表示に変更。
→ エクセル等への表貼り付けが可能。

不一致ステータスの項目を追加。

IMI 業務は 1 画面に最大 50 B / L 出力する。
50 B / L を超過する場合は継続照会となる。

IMI 積荷目録状況照会情報（B / L 番号一覧）

ファイル(E) 表示(V)

照会区分 ☒ 船舶 XXXXXXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXE

船卸港 XXXXE - X 船会社 XXXE 積荷目録情報登録者 XXXXE 航海番号 XXXXXXXXE

入港年月日 1234/56/78 積荷目録提出済 ☒ B / L 件数 1234

B / L 番号	C Y	仮陸揚	船卸済	コンテナ 本数	申告状況	出港前報告未済	出港日時 報告未済
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X

留意事項

IMI 業務の抽出対象は貨物情報であるため、AMR 済 MFR 未済の B / L 番号は出力しない。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（22）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑩「出港前報告一覧照会（IML）」業務の改善（1）

背景

（利用者様ご意見）IML業務に項目追加、照会区分の追加を行うことで利便性が向上する。
（参考）IML業務の実施可能利用者：船会社、船舶代理店、NVOCC

検討内容

照会区分	照会名称	概要	変更概要
A	概要情報照会	オーシャン（マスター）B／L及びハウスB／Lを一覧で照会する。	下記のB／L実施状況にかかる出力項目を追加する。 ① B／L番号変更種別 1：セパレート 2：コンバイン 3：スイッチ ② B／L番号変更前後識別 A：変更後B／L B：変更前B／L C：変更前かつ変更後B／L
B	不一致情報照会	出港前報告情報不一致判定（報告期限超過判定、ハウスB／L未登録判定、マスターB／L未登録判定、船舶情報不一致判定）において、不一致となったB／Lを一覧で照会する。	
C	リスク分析結果事前通知情報照会	B／Lにリスク分析結果の事前通知が登録されているB／Lを一覧で照会する。	
D	出港日時報告状況一覧照会	船積港毎の出港日時報告状況を一覧で照会する。	変更なし
E	概要情報照会（ハウスB／L）	AHR業務等で登録したハウスB／LをマスターB／L単位に照会する。	下記の項目を追加する。 ① マスターB／Lの出港予定日時 ② マスターB／Lの出港日時 ③ マスターB／Lの出港前報告日時 ④ マスターB／Lの入港予定日 ⑤ B／L番号変更種別 ⑥ B／L番号変更前後識別
F	不一致情報照会（ハウスB／L）	不一致判定（報告期限超過判定）において、不一致となったハウスB／LをマスターB／L単位に照会する。	
G	リスク分析結果事前通知情報照会（ハウスB／L）	B／Lにリスク分析結果の事前通知が登録されているハウスB／LをマスターB／L単位に照会する。	
H	概要情報照会（オーシャン（マスター）B／L）	オーシャン（マスター）B／Lを一覧で照会する。	照会区分「A」からハウスB／Lを除いた一覧照会を可能とする。また、B／L件数の出力もあわせて行う。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（23）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑩「出港前報告一覧照会（IML）」業務の改善（2）

背景

B L L 業務の新設に伴い、 I M L 業務の照会結果画面「出港前報告一覧照会情報（ S A S 1 2 6 ）」に B L L の実施状況を入力する以下の項目の追加が必要となる。

- ① B / L 番号変更種別（ 1 : セパレート、 2 : コンバイン、 3 : スイッチ）
- ② B / L 番号変更前後識別（ A : 変更後 B / L、 B : 変更前 B / L、 C : 変更前かつ変更後 B / L ）

検討内容

IML 出港前報告一覧照会情報

ファイル(F) 表示(V)

照会区分 X 船舶 XXXXXXXXE 航海番号 XXXXXXXXE 船会社 XXXE 船積港 XXXXE - X 船卸港 XXXXE - X

11 / 7

	貨物識別	貨物差異	マスターB/L番号	出港前	出港日時	ハウス	マスター	船舶情報	報告期限	事前	関連	船卸許可	変更	変更前後
	報告済	報告済	未登録	未登録				不一致	超過	通知	事前通知	申請中	種別	識別
	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	X	X					XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE			XXE	X	X	X
	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	X	X	X	X			X	X	XXE	X	X	X	X
	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	X	X					XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE			XXE	X	X	X
	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	X	X	X	X			X	X	XXE	X	X	X	X
003	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	X	X					XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE			XXE	X	X	X
	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	X	X	X	X			X	X	XXE	X	X	X	X
004	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	X	X					XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE			XXE	X	X	X
	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	X	X	X	X			X	X	XXE	X	X	X	X
005	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXF	X	X					XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXF						

下記照会区分で共通の照会結果画面

- A : 概要情報照会
- B : 不一致情報照会
- C : リスク分析結果事前通知情報照会

項目追加

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（24）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑩「出港前報告一覧照会（IML）」業務の改善（3）

背景

（利用者様ご意見）IML業務の照会結果画面「出港前報告（ハウスB／L）一覧照会情報（SAS128）」に下記項目を追加することで利便性が向上する。

- ①マスターB／Lの出港予定日時
- ②マスターB／Lの出港日時
- ③マスターB／Lの入港予定日
- ④マスターB／Lの出港前報告日時
- ⑤B／L番号変更種別（1：セパレート、2：コンバイン、3：スイッチ）
- ⑥B／L番号変更前後識別（A：変更後B／L、B：変更前B／L、C：変更前かつ変更後B／L）

検討内容

下記照会区分で共通の照会結果画面

E：概要情報照会（ハウスB／L）
F：不一致情報照会（ハウスB／L）
G：リスク分析結果事前通知情報照会（ハウスB／L）

出港前報告（ハウスB／L）一覧照会情報

ファイル(E) 表示(V)

照会区分 X

マスターB／L番号 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE

船舶 XXXXXXXXE

航海番号 XXXXXXXXE

船会社 XXXE

船積港 XXXXE - X

船卸港 XXXXE - X

出港予定日時 1234/56/78 - 12:34

出港日時 1234/56/78 - 12:34

入港予定日 1234/56/78

出港前報告日時 1234/56/78 - 12:34

マスター未登録 X

船舶情報不一致 X

報告期限超過（マスター） X

事前通知 XXXE

1 / 4

ハウスB／L番号	出港日時 報告済	報告期限 超過	事前通知 (ハウス)	変更 種別	変更前後 識別
001 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE	X	X	XXE	X	X
002 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE	X	X	XXE	X	X
003 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE	X	X	XXE	X	X
004 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE	X	X	XXE	X	X
005 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE	X	X	XXE	X	X

項目追加

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（25）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑩「出港前報告一覧照会（IML）」業務の改善（4）

背景

（利用者様ご意見）IML業務の照会区分「A：概要情報照会」は、ハウスを含むすべてのB/Lが一覧で照会されるが、オーシャンおよびマスターのみを一覧で照会可能な新規照会区分「H：概要情報照会（オーシャン（マスター）B/L）」を追加することで利便性が向上する。また、IMI業務と同様に、B/L件数の出力があると、利便性が向上する。

検討内容

「B/L総件数」欄について
欄部に出力するB/L番号の中で、以下の件数を除いた件数を出す。
・AMR未済のマスターB/L（AHRで報告されたマスターB/L）
・BLL業務により変更前B/Lである旨が登録されたB/L

ハウスを除いたオーシャン（マスター）B/Lのみを一覧で出力する。

IML 出港前報告（オーシャン（マスター）B/L）一覧

ファイル(E) 表示(V)

照会区分 X 船舶 XXXXXXXXE 航海番号 XXXXXXXXE 船会社 XXXE 船積港 XXXXE - X 船卸港 XXXXE - X B/L総件数 XXXE

1 / 7

B/L番号	貨物識別	貨物差異	出港前報告済	出港日時	ハウス	マスター	船舶情報	報告期限	事前通知	関連	船卸許可	変更種別	変更前後識別
001 XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	X	X	X	XXE	X	X	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	X	X	X	XXE	X	X	X	X	X
003 XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	X	X	X	XXE	X	X	X	X	X
004 XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	X	X	X	XXE	X	X	X	X	X
005 XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	X	X	X	XXE	X	X	X	X	X

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（26）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑪ マッチング判定結果の通知の改善（1）

背景

マスターB／LとハウスB／Lのマッチング判定結果の通知について、以下の懸案がある。

<船会社への通知>
マスターB／Lの報告後にハウスB／L報告完了の旨を登録した場合は、「ハウスB／L報告完了通知情報（S A S 1 3 5）」をマスターの報告者に出力するが、マスターB／Lの報告に先行してハウスB／L報告完了の旨を登録した場合は、「ハウスB／L報告完了通知情報（S A S 1 3 5）」の出力契機がない。

<NVOCCへの通知>
マスターB／Lの報告後にハウスB／Lの報告がされた場合は、A H RまたはC H R業務の処理結果通知においてマスターB／Lの報告有無を判断できるが、マスターB／Lの報告に先行してハウスB／Lの報告がされた場合は、マスターB／Lの報告有無に関して通知を受ける契機がない。

検討内容

マスターB／LとハウスB／Lのマッチング判定結果の通知について、以下の改善を行う。

<船会社への通知>
マスターB／Lの報告に先行してハウスB／L報告完了の旨が登録された場合は、その後のマスターB／Lの報告（A M RまたはC M R（追加））において「ハウスB／L報告完了通知情報（S A S 1 3 5）」をマスターB／Lの報告者へ出力する。

<NVOCCへの通知>

- ①ハウスB／L報告完了の旨が登録（A H RまたはC H R業務）された場合、新規帳票「マスターB／L報告状況通知情報」を関連するハウスB／Lの各報告者へマスターB／L番号単位に出力する。
- ②ハウスB／L報告完了以後にハウスB／Lが追加、訂正、削除（C H R）された場合、新規帳票「マスターB／L報告状況通知情報」をC H R業務の入力者へマスターB／L番号単位に出力する。
- ③マスターB／Lの報告に先行してハウスB／L報告完了の旨が登録された場合、その後のマスターB／Lの報告（A M RまたはC M R（追加））において、新規帳票「マスターB／L報告状況通知情報」を関連するハウスB／Lの各報告者へマスターB／L番号単位に出力する。
- ④ハウスB／L報告完了の旨が登録されたマスターB／Lが削除（C M R（削除））された場合、新規帳票「マスターB／L報告状況通知情報」を関連するハウスの各報告者へマスターB／L番号単位に出力する。

留意事項

NVOCCへの通知について、マスターB／L番号を誤入力した場合は、「マスターB／L報告状況通知情報」が受信できないことをもってマスターB／L番号の誤入力を判断するという運用を想定する。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（27）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑪ マッチング判定結果の通知の改善（2）

検討内容つづき

ハウスの報告者が複数存在する場合は、各報告者へマスター B / L 単位に出力する。

マスター B / L 報告状況通知情報

マスター B / L 番号 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE マスター B / L 識別 X
船舶 XXXXXXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
航海番号 XXXXXXXXE 船会社 XXXE 船積港 XXXXE - X 船卸港 XXXXE - X
出港予定日時 yyyy/MM/dd - hh:mm グリニッジ標準時差分 XXXXE
出港日時 yyyy/MM/dd - hh:mm 入港予定日 yyyy/MM/dd
出港前報告日時 yyyy/MM/dd - hh:mm 削除日時 yyyy/MM/dd - hh:mm

ハウス B / L 番号

1 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE X
3 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE X
5 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE X
7 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE X
9 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE X
11 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE X

船舶
一致状況

ハウス I

2 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE X
4 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE X
6 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE X
8 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE X
10 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE X

CMR（削除）の場合は、削除日時を出力する。

船舶
一致状況

ハウスの報告者が複数存在する場合は、出力先の利用者が報告したハウス B / L 番号のみを出力する。

マスター B / L との船舶情報一致状況を出力

S : マスター B / L の船舶情報と異なる（ただし、マスター B / L の船舶情報に準ずる旨が登録されている場合は除く）

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（28）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑪ マッチング判定結果の通知の改善（3）

背景

ハウスB／Lの報告に先行してマスターB／Lが報告される場合、船会社はNVOCCによるハウスB／L報告完了が入力されるまでハウスB／Lの報告有無が判断できない。

※IAR、IML業務の照会項目「ハウスB／L未登録」によりハウスB／Lの報告有無は判断可能であるが、海外申請者である場合は、IAR業務の業務資格がなく、また、IML業務についてもサービスプロバイダがIML業務に対応していないケースがある。そのため、海外から日本支社等への問い合わせが頻繁に発生し、業務に支障が出ている。

※ハウスB／Lの報告が先行している場合は、AMR業務の処理結果通知の出力項目「B／L不突合識別」がスペースとなるため、判断可能である。

検討内容

ハウスB／Lの報告に先行してマスターB／Lが報告された場合、その後のAHR業務またはCHR業務によりハウスB／Lが報告された際*に新規帳票「ハウスB／L報告状況通知情報（SAS157）」*をマスターB／Lの報告者へ出力する。

（*）具体的には、出港前報告情報不一致判定処理のハウスB／L未登録判定において、ハウスB／L未登録である旨を取り消した場合に出力する。

留意事項

先行するAMR業務において「マスターB／L識別」に“M”の入力がない場合は、新規帳票は出力しない*。そのため、「マスターB／L識別」は正確に入力する必要がある。

（*）新規帳票の出力契機は、ハウスB／L未登録である旨を取り消す場合であり、「マスターB／L識別」に“M”の入力がないB／Lは、ハウスB／L未登録である旨が登録され得ないため。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（29）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑪ マッチング判定結果の通知の改善（4）

検討内容つづき

ハウス B／L 報告状況通知情報

マスター B／L 番号 XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

船舶 XXXXXXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

航海番号 XXXXXXXXE

船会社 XXXE

船積港 XXXXE - X

通知日時 yyyy/MM/dd - hh:mm

※本情報は、ハウス B／L が 1 件以上報告された事を通知するものであり、
ハウス B／L 報告完了を通知するものではない。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（30）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑬ B/Lセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容（1）

～セパレート～

変更前B/L番号: NACC100
変更後B/L番号: NACC100A, NACC100B

<変更種別>
1. セパレート
2. コンバイン
3. スイッチ

<変更理由>
1. 運送契約等の変更
2. 荷録り等の変更
3. 報告内容の誤り
4. その他

変更種別 1 変更理由 1

変更前B/L番号: NACC100

<チェック仕様>
・ 1 欄のみ入力可能

【留意事項】
取消時も登録時と同じB/L番号を変更前後のB/L番号欄に入力する。

変更後B/L番号: NACC100A, NACC100B

<チェック仕様>
・ 2 欄以上入力

～コンバイン～

変更前B/L番号: NACC100, NACC200
変更後B/L番号: NACC300

変更種別 2 変更理由 1

変更前B/L番号: NACC100, NACC200

<チェック仕様>
・ 2 欄以上入力

変更後B/L番号: NACC300

<チェック仕様>
・ 1 欄のみ入力可能

～スイッチ～

変更前B/L番号: NACC100
変更後B/L番号: NACC200

変更種別 3 変更理由 1

変更前B/L番号: NACC100

<チェック仕様>
・ 1 欄のみ入力可能

変更後B/L番号: NACC200

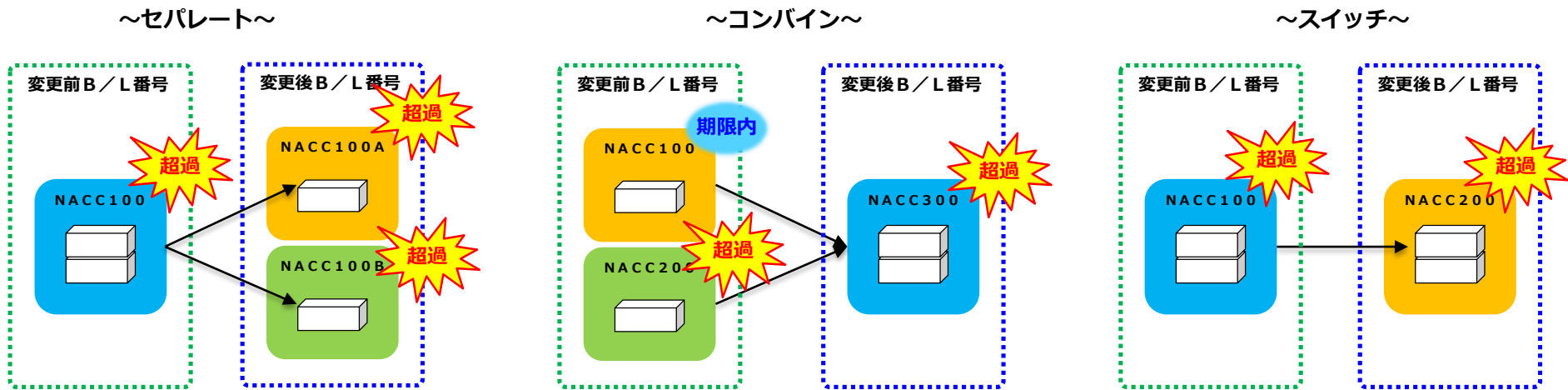
<チェック仕様>
・ 1 欄のみ入力可能

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（31）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑬ B／Lセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容（2）

変更種別	起算日決定条件 ＜：変更前B／Lの方が報告が早い（過去日） ≧：変更前B／Lの方が報告が遅い（未来日）	変更後B／Lに対して報告期限超過判定を行う際の起算日時 ※下表の日時がA T Dの出港日時に対して、24時間以前であれば、報告期限超過の不一致を解消する
セパレート スイッチ	変更前B／Lの出港前報告日時 ＜ 変更後B／Lの出港前報告日時	変更前B／Lの出港前報告日時
	変更前B／Lの出港前報告日時 ≧ 変更後B／Lの出港前報告日時	変更後B／Lの出港前報告日時
コンバイン	変更前B／Lの中で最も遅い出港前報告日時 ＜ 変更後B／Lの出港前報告日時	変更前B／Lの中で最も遅い報告日時
	変更前B／Lの中で最も遅い出港前報告日時 ≧ 変更後B／Lの出港前報告日時	変更後B／Lの出港前報告日時



【留意事項】
B L L業務を実施したからといって、変更後B／Lに対する報告期限超過の旨は必ずしも解消されるわけではなく、あくまで、変更前B／Lに対する報告期限超過の判定結果を引継ぐ。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（32）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑬ B／Lセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容（3）

	チェック	補足
1	変更前 B／L は出港前報告済の B／L としてシステムに存在すること。	B L L 業務は「出港前報告された B／L」と「出港前報告または入港前報告 B／L」との関連性を登録する業務であることから、変更前 B／L に対する出港前報告情報は必ず存在している必要がある。
2	変更後 B／L は出港前報告済の B／L または積荷目録登録済の B／L としてシステムに存在すること。	B L L 業務は、「出港前報告された B／L」と「出港前報告または入港前報告 B／L」との関連性を登録する業務であることから、変更後 B／L に対する情報についても必ず存在している必要がある。
3	変更前 B／L の貨物識別（M：マスター、H：ハウス、O：マスター、ハウス以外）と変更後 B／L の貨物識別が同一であること。	B／L のセパレート、コンバイン、スイッチの結果を登録する業務であるため、貨物識別が異なる B／L 間で関連付けが行われることは想定されない。
4	入力者が船会社の場合は、変更前後の B／L に登録されている船会社コードと入力者の船会社コードが同一であること。	－
5	入力者が船舶代理店の場合は、変更後 B／L に登録されている船卸港において本船利用船会社との受委託関係がシステムに登録されていること。ただし、セパレートの場合で変更後 B／L に登録されている船卸港がそれぞれ異なる場合は、いずれか一つ以上の船卸港において受委託関係がシステムに登録されていること。	B L L 業務は、通常変更後 B／L の積荷報告者において実施される想定であるため、変更後 B／L に登録されている船卸港において受委託関係のチェックを行う。ただし、セパレートの場合で、変更後 B／L の船卸港が複数港となる場合は、港毎に委託先の船舶代理店が異なることが想定されるため、いずれか一つ以上の船卸港において受委託関係があることをチェックする。
6	入力者が N V O C C の場合は、変更前後の B／L の出港前報告者と同一であるか、通知先利用者と同一であること。	C H R 業務における訂正権限と同じ。
7	変更前 B／L に対して事前通知の旨が登録されていないこと（マスターの場合は、関連するハウスに対して事前通知が登録されている場合を含む）。	変更前 B／L として登録した B／L は、以降の業務実施を不可とする（照会業務は実施可能）。したがって、報告不備等により事前通知の旨が登録された B／L を変更前 B／L として登録する場合は、通知された指示内容に従い訂正等を実施し、当該事前通知の解除を受けただうえ B L L 業務を行う必要がある。
8	変更前後の B／L 間において、船舶情報（船舶コード、船会社コード、航海番号、船積港）が同一であること。	B／L 番号の変更前後で船舶情報が異なる場合（トランシップまたは船舶情報の誤登録を伴う場合）は、変更後の船舶情報の報告期限内に当該積荷にかかる出港前報告を行う必要がある。したがって、船舶情報が異なる B／L 間の関連付けについては、本業務の対象としない。
9	変更前 B／L に対して積荷目録情報登録が行われていないこと。（変更前 B／L は出港前報告のみ行われていること）	M F R 業務後に B／L 番号の変更が発生した際には、現行と同様に C M F 0 1 または C M F 0 2 業務により当該 B／L を削除したうえで、変更後の B／L 番号に対して M F R 又は C M F 0 2 業務を行う。 ※ B L L 業務は出港前報告された変更前の B／L 番号との関連付けを行う業務であり、入港前報告された変更前の B／L 番号との関連付けを行う機能はない。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（33）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

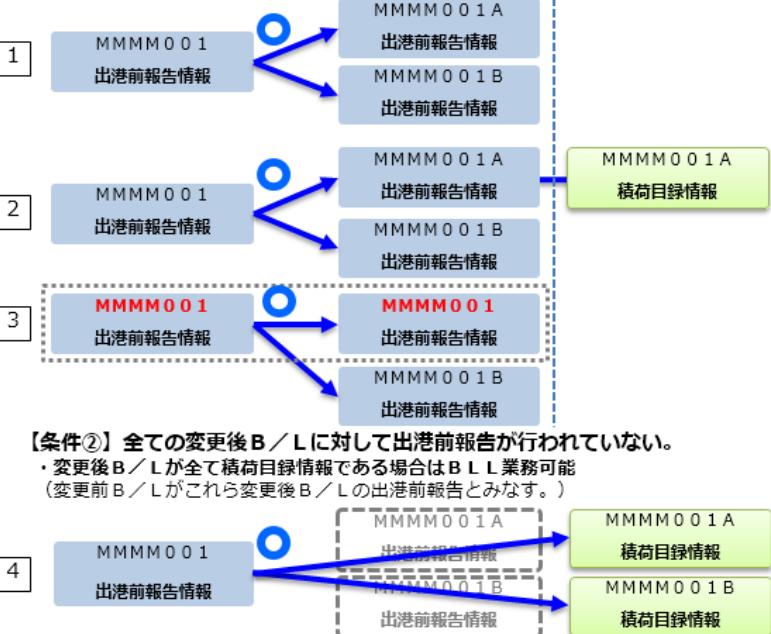
詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑬ B／Lセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容（4）

項番	チェック	補足
10	変更後B／Lに対して以下のいずれかの条件を満たすこと。 ①全ての変更後B／Lに対して出港前報告が行われている。 （変更後B／Lに対する積荷目録情報登録が行われているか否かは問わない） ②全ての変更後B／Lに対して出港前報告が行われていない。 （全ての変更後B／Lに出港前報告が行われておらず積荷目録情報のみ登録されていること）	※B／L業務の実施に際し出港前報告情報における関連付けを基本とするが、例外として全ての変更後B／Lが積荷目録情報のみ登録されている場合は、B／L業務による関連付けを可能とする。

B／L業務可能

【条件①】 全ての変更後B／Lに対して出港前報告が行われている。
・出港前報告同士のB／L業務可能（出港前報告の訂正とみなす。）



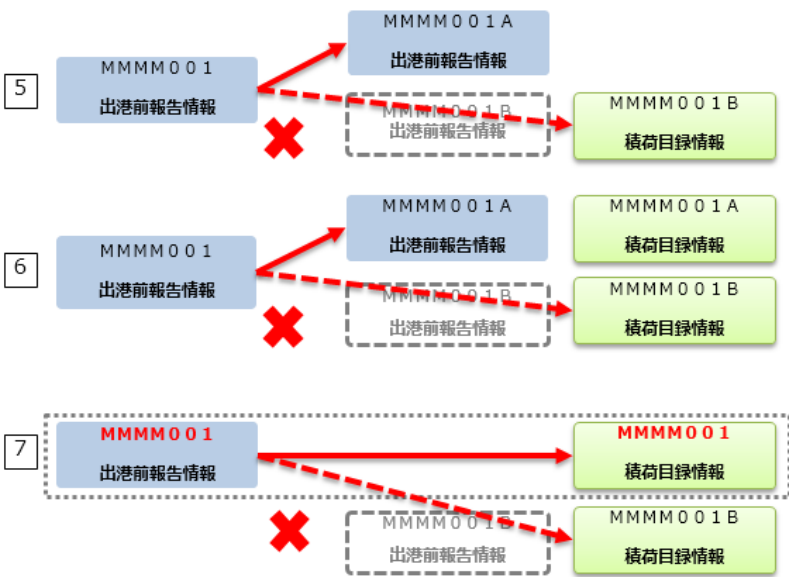
【条件②】 全ての変更後B／Lに対して出港前報告が行われていない。
・変更後B／Lが全て積荷目録情報である場合はB／L業務可能
（変更前B／Lがこれら変更後B／Lの出港前報告とみなす。）



※ B／L業務後にM001A、M001Bの出港前報告不可

B／L業務不可能（エラー）

・出港前報告と積荷目録情報が混在するようなB／L業務不可
（出港前報告情報内に関連付けが完結していないため）

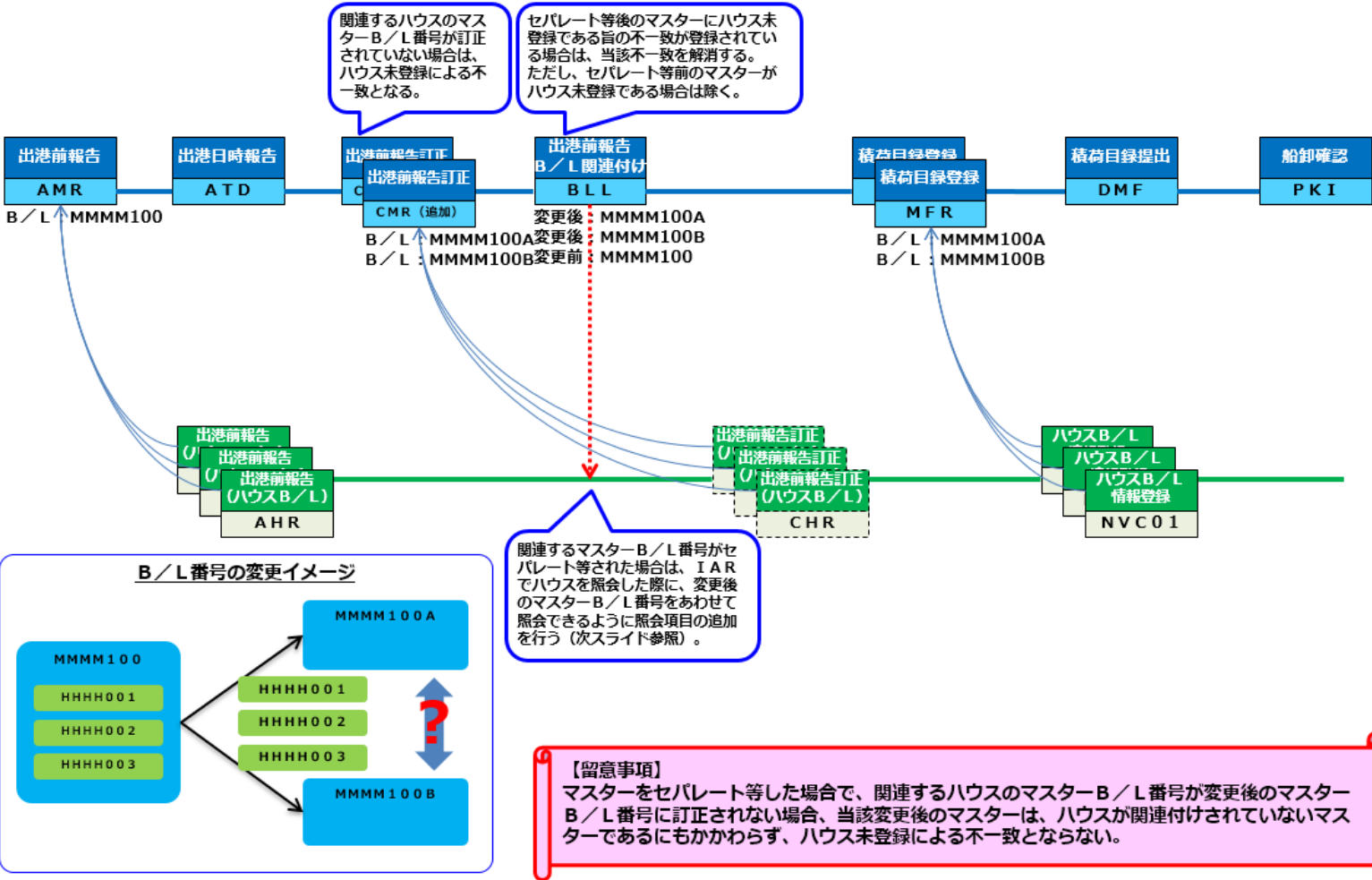


※ M001Bの出港前報告の追加及びM001の出港前報告の訂正後にB／L業務を実施する必要がある。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（34）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑬ B／Lセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容（5）



貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（35）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑭ 出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点（1）

項目	変更内容	対象業務	変更理由
運航船社航海番号	入力項目（任意）を追加する。	AMR、CMR、MFR、 CMF01、CMF02、 CMF03	将来的に航海番号を積荷目録情報の一意制約項目とすることを念頭に追加を行い、管理が煩雑である船卸港校番の入力の見直しを検討するため。
★B/L番号 ★ハウスB/L番号 ★マスターB/L番号	35桁（フル桁）の入力を可能とする。	AMR、CMR、AHR、CHR、 MFR、CMF01、CMF02、 NVC01	6次NACCS要件（B/L番号の35桁入力可能化）。
仕出港コード	国内港の入力を可能とする。	AMR、CMR、AHR、CHR	本邦からの出戻り貨物に対応するため。
★荷送人コード ★荷受人コード ★着荷通知先コード	桁数を変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR、 MFR、CMF01、 CMF02、NVC01	6次NACCS要件（法人番号の入力可能化）。
★荷送人名 ★荷受人名 ★着荷通知先名	①桁数を175桁から70桁に変更する。 ②住所をまとめて入力できる仕様を廃止する。	MFR、CMF01、 CMF02、NVC01	出港前報告業務の入力仕様に合わせるため。
★荷送人住所（連続入力） ★荷受人住所（連続入力） ★着荷通知先住所（連続入力）	①桁数を105桁から175桁に変更する。 ②電話番号をまとめて入力できる仕様を廃止する。 桁数を105桁から175桁に変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR MFR、CMF01、 CMF02、NVC01	①住所1/4～4/4の合計桁数に合わせるため。 ②官要件のため。 住所1/4～4/4の合計桁数に合わせるため。
荷送人電話番号 荷受人電話番号 着荷通知先電話番号	任意入力から必須入力へ変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR	官要件のため。
★危険貨物等コード	項目名を「特殊貨物コード」に変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR、 MFR、CMF01、 CMF02、NVC01	入力契機が危険貨物の場合に限らないため。
★品名	桁数を70桁から350桁に変更する。	MFR、CMF01、 CMF02、NVC01	出港前報告業務の入力仕様に合わせるため。

「★」の項目については、同一項目を有する後続業務（SAI、CYB業務等）、照会業務（ICG業務等）、出力帳票についても同じ変更を行う。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（36）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

3. 主な変更点 ⑭ 出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点（2）

項目	変更内容	対象業務	変更理由
★代表品目番号	桁数を4桁から6桁に変更する。なお、先頭4桁のみの入力も可能とする。	MFR、CMF01、CMF02、NVC01	出港前報告業務の入力仕様に合わせるため。
IMDGクラス UN No.	入力欄を繰返し5欄に変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR	複数入力が必要なケースがあるため。
★コンテナ番号 等	入力欄を100欄から200欄に変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR、MFR、CMF01、CMF02	6次NACCS要件（1B/Lあたりのコンテナ本数拡大）。
船舶情報変更予定有識別	入力項目を追加する。 Y：トランシップ等による船舶情報の変更予定があり、変更後の船舶情報が不明な場合で、船会社、船舶代理店が報告するマスターの船舶情報に準ずる場合	AHR、CHR	船舶情報の変更に伴う再報告簡素化のため。
削除理由コード（数字1桁） 削除理由（英字210桁）	入力項目を追加する。	CMR、CHR、CMF01、CMF02	官要件のため。
訂正理由コード（数字1桁） 訂正理由（英字210桁）	入力項目を追加する。	CMF02	CMF02における運用手続きの簡素化のため。
コンテナオペレーション会社 コード	入力項目を追加する。	MFI	コンテナオペレーション会社が登録されないケースにおいてエラーとなることを回避するため。

「★」の項目については、同一項目を有する後続業務（SAI、CYB業務等）、照会業務（ICG業務等）、出力帳票についても同じ変更を行う。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（37）
----	----	------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

4. プログラム変更要望に係る対応

項番	業務	検討事項及び要望	SW検討結果	検討要否
1	I M L	B / Lの件数が表示されないため件数を確認するのに時間がかかる。 このためA M Rの報告漏れが発生した。 I M I 業務のようにB / L件数が一目でわかるようにしてほしい。 （追記：A M R業務で登録されたマスター・オーシャンB / Lのみ出力させてほしい）	新規照会区分「H：概要情報照会（オーシャン（マスター）B / L）」にB / L 総件数を出力する。	○
2	A H R	ハウスB / Lを報告してもマスターB / L とのマッチング不明なため、報告期限を過ぎてからマスターB / L 番号等の入力誤りに気付くため報告遅延になってしまう。 マスターB / L とのマッチングが分かるようにしてほしい。	新規出力帳票を追加し、ハウスB / L 報告完了「E」を条件にマスターの報告状況に関連するハウスの報告者に通知することとする。	○
3	A H R	A H R「E」入力による「ハウスB / L 報告完了通知」は、船会社のA M R後でなければ通知されない。 A H Rの「E」入力がA M R前であってもA M R実施者に完了通知が出力できるようにしてほしい。	A H R「E」入力がA M R前であってもA M R実施者に「ハウスB / L 報告完了通知」を出力することとする。	○
4	V C A	出港前報告制度の運用開始に伴い韓国F e e d e r 船会社積トランシップ貨物のM F R / D M F 登録を書く地方港に委託する案件増加のため、V C Aの制限値が港別100件の登録を超え新しい港の追加登録ができない状態であるため、150港（現在コード集に掲載されている港（開港）の数）が136港）登録可能としてほしい。	200港まで可能とする。	○
5	D M F	D M Fは船卸港単位で実施しており、近海航路の船舶について前航海の貨物がシステムに残っている場合には、船卸港枝番の運用で対処しているが運用が難しいため航海番号の登録をできるようにしてほしい。	航海番号を一意制約項目とすることについては、「運航船会社航海番号」を必須項目として、船卸港枝番による業務運用の複雑化を解消することを目的し提案したが、運用に影響を与える可能性があり、自社システムへの影響が多大となる等の問題により、現行仕様の継続が望ましいものと考えられることから、「運航船会社航海番号」の必須項目化については見送ることとする。 ただし、M F R業務、A M R業務等に関しては、出港前報告制度に係る仕様変更に伴い入出力項目の追加変更等が行われることから、将来的な活用も見据えて「運航船会社航海番号」については任意項目として追加することとする。	△